

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛謝意表明実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金・企業協賛推進要項（以下「要項」という。）」に基づき、協賛金または物品等を提供する企業・団体（以下「協賛企業等」という。）に対する謝意表明の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施基準)

第2条 協賛企業等に対する謝意表明は、原則として別表により実施するものとする。

2 協賛金を分割払いする場合は、協賛金の総額を基準に実施する。

3 協賛金と物品等を合わせて協賛する場合は、協賛金と物品等を合算した金額を基準に実施する。

(実施時期)

第3条 謝意表明は、協賛契約締結後速やかに実施するものとする。ただし、感謝状贈呈式（以下「贈呈式」という。）については、期日を定め、複数の協賛企業等を対象に一括で実施することができるものとする。

(贈呈式)

第4条 贈呈式による謝意表明は、次のとおりとする。

(1) 同一企業・団体から複数回にわたり贈呈式を行う金額の協賛があった場合でも、原則として一回限りの実施とする。

(2) 協賛企業・団体が贈呈式を辞退した場合は、感謝状等を郵送する。

附 則

この要領は、令和6年7月29日から施行する。

別表（第2条関係）

協賛金額等	謝意表明の方法	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協賛金 1,000 万円以上 ・ 協賛金と物品等を合算した金額が 1,000 万円以上 (JAPAN GAMES パートナー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感謝状 ・ ぬいぐるみ 	<p style="text-align: center;">青の煌^{きら}めきあおもり国スポ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障スポ実行委員会会長又は副会長による贈呈式を実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協賛金 500 万円以上 1,000 万円未満 ・ 協賛金と物品等を合算した金額が 500 万円以上 1,000 万円未満 (オフィシャルスポンサー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感謝状 ・ ぬいぐるみ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協賛金 100 万円以上 500 万円未満 ・ 協賛金と協賛物品等を合算した金額が 100 万円以上 500 万円未満 ・ 協賛物品等 100 万円相当額以上 (オフィシャルサポーター) (オフィシャルサプライヤー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感謝状 ・ ぬいぐるみ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協賛金10万円以上100万円未満 ・ 協賛金と協賛物品等を合算した金額が10万円以上100万円未満 ・ 協賛物品等10万円相当額以上 100万円相当額未満 (リージョナルスポンサー) (リージョナルサプライヤー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感謝状 ・ ぬいぐるみ 	